

むなかた市民フォーラム 本の屋台貸出事業 実施要綱

2018年 4月 1日

第1条【目的】

この要綱は、本が身近なまち「むなかた」を市民と共に実現していくことに寄与することを目的とし、むなかた市民フォーラムが実施する「本の屋台貸出事業」（以下「この事業」という）に関する必要な事項を定める。

第2条【事業の種類】

- (1) この事業は、むなかた市民フォーラムが管理・運営する本の屋台の貸出に限る。
- (2) むなかた市民フォーラムは本の屋台の搬送は行わない。搬送は借用者が行う。

第3条【利用申請手続】

- (1) この事業の利用を希望する者は、「本の屋台 借用申請書」を提出しなければならない。
- (2) 借用申請書の内容に変更があった場合は、速やかに申し出なければならない。
- (3) この事業の利用は予約制とし、利用日から3日前まで（センター窓口閉館日を除く）に借用申請書を提出しなければならない。
- (4) 借用申請は利用該当者、もしくはその団体メンバーが行うものとする。
- (5) 利用の優先順位は、原則として申込み順とする。

第4条【申込受付】

借用申請の受付は、メイトム宗像 市民活動・NPOボランティアセンターの開館時間内（※）とする。

（※）祝・祭日および年始年末（12月29日から翌年1月3日までの間）を除く、月曜日から金曜日までの、9時から17時まで

第5条【予約取消】

予約をした者が利用予定日の変更、取り消しをする場合には、速やかに申し出なければならない。

第6条【本の屋台の搬送】

- (1) 本の屋台を搬送するトラックは、利用者が確保する。
- (2) 搬送は可能なかぎり、第4条にある市民活動・NPOボランティアセンターの開館時間内に行うこと。
- (3) 初めて本の屋台を借用する者（または団体）で、搬送作業を行う時間が上記以外の場合は、借用担当者は事前に搬送の方法についてレクチャーを受け、その借用担当者が搬送作業を行わなければならない。

第7条【本の屋台使用法】

- (1) 屋台の上に乗ったり寄りかかったりしないこと。
- (2) 屋台は本体がぐらつかないように、4本の足で土台をしっかり固定すること。
- (3) 本の屋台は木材でできているため、火の取り扱いには十分注意すること。
- (4) 台の上で飲食をする場合は必ず、台が汚れないためのカバーか、水分が滴らないようにコースターを使用すること。
- (5) その他、取り扱いの詳細は「本の屋台利用マニュアル」に従うこと。

第8条【本の屋台返却方法】

- (1) 返却は可能な限り、第4条にある市民活動・NPOボランティアセンターの開館時間内に行うこと。
- (2) その他、返却の詳細は「本の屋台利用マニュアル」に従うこと。

第9条【諸費用】

借用料は500円とする。ただし、借用期間中に破損・汚損した場合は、借用者は相当の修理代を弁償し、原状回復させて返却すること。

第10条【事故の取扱】

- (1) 本の屋台の使用中に起きた事故に関してむなかつた市民フォーラムは責任を負わない。ただし、事故が起きた場合はその旨を報告すること。
- (2) 宗像市において市民活動団体登録している団体に関しては、市民活動総合補償制度の対象となる場合があるので、事故が発生した場合は宗像市コミュニティ協働推進課に相談すること。
- (3) 個人や上記登録をしていない団体等で利用する場合は、各自で保険、賠償責任等に加入すること。

第11条【借用期間】

借用期間は8日間までとする。

付則

この要綱は、2018年4月1日から施行する。